

5吹福指第2305号
令和6年3月25日
(2024年)

社会福祉法人大阪西本願寺常照園
理事長様

吹田市長 後藤 圭二



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に
規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和6年3月25日 から 令和11年3月24日 まで